添付２

公述する意見の項目

公述する意見については、下記の表にある項目１から10の中より１つだけ選択のうえ、意見の要旨を記入してください。各項目に関係する「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」（案）の内容（要求基準及び評価基準）については、各項目の右側の欄に参考に記載しています。

公述する意見の要旨は、複数の項目について記入いただいて問題ありません。（公述する意見が複数の項目にまたがる場合は、最も主張したい項目を１つだけ選択してください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **公述する意見の項目** | 参考 | |
| 関係する主な要求基準 | 関係する主な評価基準 |
| **１　本計画の意義・目標、コンセプト、事業の工程、事業実現に向けた主な課題、デザイン・規模　等** |  | 評価基準１　ＩＲ区域全体のコンセプト |
| 評価基準２　ＩＲ区域内の建築物のデザイン |
| 評価基準３　ＩＲ施設の規模 |
| 評価基準４　ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード |
| **２　国際会議場施設及び展示等施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設、その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設（カジノ施設以外の各施設）の種類・機能・規模　等** | 要求基準１　１～５号施設に関する政令要件への適合 | 評価基準５　国際会議場施設及び展示等施設の規模 |
| 評価基準６　国際会議場施設及び展示等施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 |
| 評価基準７　国際会議場施設及び展示等施設の設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法 |
| 評価基準８　魅力増進施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法 |
| 評価基準９　送客施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法 |
| 評価基準10　宿泊施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 |
| 評価基準11　宿泊施設の設置及び運営の方針 |
| 評価基準12　宿泊施設の業務の実施体制及び実施方法 |
| 評価基準13　その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の施設ごとの種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法 |
| **３　カジノ施設の種類・機能・規模　等** | 要求基準２　カジノ施設の数・ゲーミング区域の床面積の合計 | 評価基準14　カジノ施設の種類、機能、数、規模、配置、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **４　ＩＲ事業者に関すること（ＩＲ区域の一体的な管理、土地の所有権、組織体制、適格性、事業ごとの実施体制、財務の安定性　等）** | 要求基準３　ＩＲ区域の一体的な管理 | 評価基準20　ＩＲ事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力、役割分担と連携 |
| 要求基準４　ＩＲ区域の土地の使用の権原・ＩＲ施設の設置根拠についての妥当性 | 評価基準21　財務の安定性 |
| 要求基準７　ＩＲ事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組 |  |
| 要求基準８　ＩＲ事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会的勢力の排除 |
| 要求基準９　審査委員会の委員へ不正な働きかけを行っていないこと |
| 要求基準11　一体的かつ継続的なＩＲ事業の実施 |
| 要求基準12　設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携 |
| 要求基準13　ＩＲ事業者が会社法に規定する会社で、専ら設置運営事業を行うものであること |
| 要求基準14　設置運営事業者によるＩＲ施設の所有 |
| **５　周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善、ＭＩＣＥ誘致・インバウンドの促進のための施策、交通の利便性　等** | 要求基準10　ＩＲ区域と国内外の主要都市との交通の利便性 | 評価基準15　ＩＲ区域の交通利便性 |
| 評価基準16　ＩＲ区域の整備の推進、滞在型観光の実現に関する施策・措置 |
| **６　カジノ事業の収益の活用（ＩＲの施設やコンテンツへの再投資、大阪府・市が実施する施策への協力、依存症対策、治安・地域風俗環境対策　等）** | 要求基準16　カジノ事業の収益の活用 | 評価基準24　カジノ事業の収益の活用 |
| **７　依存症対策、治安・地域風俗環境対策、ＩＲ内の監視・警備、防災及び減災のための取組、感染症対策　等**  **（ＩＲ事業者の対策、大阪府・市の対策）** | 要求基準15　カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置等 | 評価基準22　防災及び減災のための取組等 |
| 要求基準19　カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための必要な施策及び措置 | 評価基準25　カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除 |
| **８　経済的社会的効果（初期投資額、経済波及効果、来訪者数、来訪者の旅行消費額、雇用者数　等）** | 要求基準18　ＩＲ区域の整備による経済的社会的効果 | 評価基準17　観光への効果 |
| 評価基準18　地域経済への効果 |
| 評価基準19　2030 年の政府の観光戦略の目標達成への貢献 |
| **９　納付金・入場料の見込額及び使途** | 要求基準17　認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金の見込額及び使途 |  |
| **10　公平・公正な公募手続き、ＩＲ誘致に向けた地域の合意形成** | 要求基準５　公平かつ公正な民間事業者の公募及び選定 |  |
| 要求基準６　地域における合意形成の手続 | 評価基準23　地域における十分な合意形成 |